

参 考 資 料

1. (独) 家畜改良センター個体識別部の業務について
2. 牛の個体識別情報検索サービス検索画面の見方について
3. 牛トレサ制度上の用語説明
4. 種別(品種)の区分について
5. 各種様式及び関連規程

1. (独)家畜改良センター個体識別部の業務について

センターでは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)に基づき、農林水産大臣から委任を受け、牛の管理者(農家)等から届出(報告)された出生・異動情報を受理し、牛個体識別台帳(全国データベース)に記録・保存するとともに、これらの情報をインターネットで公開しております。

また、農林水産省(地方農政局 県域拠点)とはネットワークを通じて情報を共有し、牛の管理者からの不適切な届出(報告)に対する監視体制を構築し、牛トレーサビリティ制度の信頼確保に寄与しております。

このほか、牛の個体識別情報を有効に活用するため、牛個体識別台帳(全国データベース)に蓄積された記録を、牛の管理者だけでなく行政機関や畜産関係団体等に提供するとともに、独自に集計した情報(全国の飼養頭数、と畜頭数、出生頭数)を定期的に(毎月又は年1回)「牛の個体識別情報検索サービス」ホームページで公表しております。

(独)家畜改良センターの業務



2. 牛の個体識別情報検索サービス検索結果画面の見方について

牛の個体識別情報検索サービスの検索結果は、以下の①又は②により、表示されています。

① 公表されている【個体情報】及び【異動情報】について

この赤字は、耳標の個体識別番号 10桁のうち、拡大数字 4桁を表します。

牛トレサ法上は、雄か雌かのどちらかで届出（報告）することになっていますが、雄は去勢されている場合が多いことを配慮して、と畜後に「去勢（雄）」と表示されるようにしています。

【個体情報】

個体識別番号	出生年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別
*****	20××.××.××	去勢（雄）	*****	黒毛和種

受精卵移植などの場合は、本牛が黒毛和種であっても母牛が黒毛和種以外の品種の場合がありますので注意してください。

【異動情報】

	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		氏名または名称
			都道府県	市区町村	
1	出生	2015.12.16	福島県		
2	転出	2016.01.21	福島県		
3	転入	2016.01.21	福島県	西郷村	家畜一郎
4	転出	2018.06.26	福島県	西郷村	家畜一郎
5	搬入	2018.06.26	福島県	西郷村	西郷食肉公社
6	と畜	2018.06.27	福島県	西郷村	西郷食肉公社

個人情報なので公開することに同意を得て公開しています。同意が無い場合は、空欄（非公開）となります。

注）「種別」又は「氏名または名称」欄にリンクがある場合は、外部サイトのコンテンツ（「血統情報」、「登記・登録情報」、「飼養管理情報」）にリンクします。

② 情報が非公表の場合（譲渡し等（転出）の届出（報告）後、長期間、譲受け等（転入）などの届出（報告）が行われていない牛）

【個体情報】

個体識別番号	出生年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別

【異動情報】

出生年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別が空欄になります。

この牛は譲渡し等（転出）の届出（報告）後、長期間、譲受け等（転入）などの届出（報告）が行われていないため、牛の個体情報、異動情報を表示していません。

3. 牛トレサ制度上の用語説明

A～Z	用語	説明	関連ページ
C	CTI	電話音声応答システム。プッシュフォンの音声ガイダンスに従い届出（報告）ができるシステムです。	11
F	FAX	報告カードに必要事項を記入し、FAXを使用して届出（報告）を行うことができます。FAX報告様式には、出生（一括）報告カード、異動（一括）報告カードがあります。	17
I	ID連携	バーコードリーダー（携帯端末機）を用いて、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込み、牛の異動履歴検索を行いながら届出（報告）できるシステムです（家畜市場・と畜場で利用されます。）	15
L	LIAJ	一般社団法人 家畜改良事業団の略称	-
L	LOシステム	インターネットの電子メール送受信機能を利用して、多頭数を一括して届出（報告）できるシステムです。（主に農協や大規模農場で利用されています。）	13
N	NLBC	独立行政法人 家畜改良センターの略称	-
五十音順	用語	説明	関連ページ
イ	インターネット代行届出（報告）	農協等の代行届出（報告）者が、届出Webシステムから農家に代わって牛の届出（報告）を行える仕組みです。代行届出（報告）者自身も農家コードを取得していただき、センターあてに利用請求を出す必要があります。	18
ウ	牛トレサ法（制度）	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年6月11日 法律第72号）の略称。牛肉トレーサビリティ法とも表記している場合もあります。	牛トレサの手引き P1
ウ	牛個体識別台帳	牛の「個体識別番号」、「出生又は輸入の年月日」、「雌雄の別」、「母牛の個体識別番号」等、法に基づき記録されているデータベースです。（平成15年12月から運用が開始され、別名「全国データベース」とも呼ばれています。）	-
ウ	牛の管理者	法では、以下に示すように実際に牛を飼養している方を「牛の管理者」としています。 (1) 牛の飼養者 (2) 共同哺育・育成センター・繁殖センター・肥育センターの管理者 (3) 牛の飼養を行う公共牧場の管理者 (4) 試験研究機関 (5) 牛の飼養を行う教育機関 (6) 荷受業者 なお、牛の管理者に該当しない場合でも、牛の取引に関わる農協、家畜商、家畜市場等においても、牛個体識別台帳に記録される牛の個体識別情報の正確性を確保するため、センターに届出（報告）をいただくよう協力をお願いしています。（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について」（15生畜第2072号 農林水産省消費・安全局長、生産局長通知 第1の2） また、輸送期間を含めおおむね1週間以上預かる場合は、牛の管理者としての届出（報告）の義務が生じます。（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について」（15生畜第2072号 農林水産省消費・安全局長、生産局長通知 第5の1）	牛トレサの手引き P4
ウ	牛の個体識別情報検索サービス	センター個体識別部が提供するホームページで、インターネットを介して牛個体識別台帳（全国データベース）から個体識別番号を入力し、牛の個体識別情報を検索できる仕組みです。	-
カ	家畜商	家畜の売買、もしくは交換、斡旋の事業を営む者。営業を行うためには、家畜商の免許を取得する必要があります。ただし、農協職員はこの限りではありません。	-

五十音順	用語	説明	関連ページ
カ	管理者コード	「農家コード」のことです。本制度の基礎となる牛の管理者番号です。（飼養地、所在地毎に1つの番号が付されます。）	牛トレサの手引き P44
キ	既存牛	法施行前の出生牛を「既存牛」その届出を「既存牛届出」といいます。	牛トレサの手引き P8
コ	個体識別番号	牛の個体を識別するために、農林水産大臣が牛1頭毎に管理者に通知する10桁の番号をいいます。全国で飼養される全ての牛が対象とされ、重複のない生涯唯一の固有番号です。	牛トレサの手引き P4
コ	個体識別番号決定通知	法第9条第1項に基づき、農林水産大臣は出生・輸入の届出（報告）を受理したときは個体識別番号を決定し、遅滞なく、当該届出（報告）をした牛の管理者又は輸入者に通知することとされています。センターでは、届出（報告）手段に応じて、決定通知を返信しています。	-
サ	再発行耳標	装着ミスや耳標の脱落等によって使用できなくなった通常耳標の代わりに、同じ個体識別番号で再発行請求された耳標のこと。耳標の上部に「R」の文字が付されています。	6
シ	耳標	牛を個体識別するため10桁の数字とバーコード、NLBCのロゴマークが印字された黄色の耳につける札。牛の両耳に生産農家等によって装着されます。	4
シ	耳標の管理換え	未装着耳標は、その所有を配付先の管理者毎に管理しているため、配付された管理者と異なる管理者が出生等の届出（報告）を行うと届出（報告）が受け付けられません。このため、必要に応じて耳標の所有者を変更する手続きを行うことができます。この手続きを「耳標の管理換え」といいます。	牛トレサの手引き P41
シ	耳標の再発行請求	耳標が脱落又は破損して装着できなくなった場合、同じ番号で再発行された新たな耳標を装着する必要があります。「再発行」とは、管理者が請求する手続きのことです。	6
シ	所属団体	管理者への再発行耳標の配付や耳標の過不足のとりまとめをしていただいている農協・役場などです。	6,7
タ	代行届出（報告）	管理者の依頼を受けて農協等が届出（報告）の手続きを管理者に代わって行うことです。	18
チ	地方農政局 県域拠点	農林水産省地方農政局に所属する都道府県単位の事業所（最寄りの県域拠点一覧）	62
ツ	通常耳標	牛が生まれた際や輸入した際に装着する耳標で、再発行耳標と区別して通常耳標と呼ばれています。	6
テ	データベース	ここでは、牛の個体識別台帳のことをいいます。	-
ト	と畜者	法において、「と畜者」とは、「牛をとさつした者」と定義されています。牛の個体識別台帳の最終履歴情報であるとさつ年月日等を届ける者であると同時に、その後の川下に向けて流通する牛肉について個体識別番号を最初に伝達する重要な役割を果たしています。	牛トレサの手引き P35
ニ	荷受業者	と畜場における牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って牛の飼養者等から牛の引渡しを受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理する者をいいます。	牛トレサの手引き P35
ノ	農家（団体）コード	本制度の基礎となる管理者のコード番号（飼養地、所在地毎に1つのコード番号が付けられます。）	-
ノ	農家マスタ	本制度に登録されている管理者等の氏名（法人の場合はその名称）、住所及び連絡先（電話番号）、飼養施設の所在地等の情報を総称。	牛トレサの手引き P44

関連ページの「牛トレサの手引き」とは、平成15年9月に農林水産省とセンターの連名で発出した「牛トレーサビリティ制度の実施の手引き」（生産・と畜段階）をいいます。

詳しくは、<https://www.id.nlbc.go.jp/data/manual.html> をご覧ください。

4. 種別(品種)の区分について(父牛と母牛の種別区分の整理)

種別(品種)の区分について

(本表の数字は、種別コードと一致していますので、届出(報告)の際にご活用ください。)

父の種別 母の種別		黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	無角和種	黒毛×褐毛	和牛間交雑種	肉専用種	ホルスタイン種	ジャージー種	乳用種	交雑種
		肉専用種	4 黒毛和種	4	8	10	10	8	10	11	3	3
5 褐毛和種	8		5	10	10	8	10	11	3	3	3	11
6 日本短角種	10		10	6	10	10	10	11	3	3	3	11
7 無角和種	10		10	10	7	10	10	11	3	3	3	11
8 黒毛×褐毛	8		8	10	10	8	10	11	3	3	3	11
10 和牛間交雑種	10		10	10	10	10	10	11	3	3	3	11
11 肉専用種	11		11	11	11	11	11	11	3	3	3	11
乳用種	1 ホルスタイン種	3	3	3	3	3	3	3	1	12	12	3
	2 ジャージー種	3	3	3	3	3	3	3	12	2	12	3
	12 乳用種	3	3	3	3	3	3	3	12	12	12	3
※	3 交雑種	11	11	11	11	11	11	11	3	3	3	11

※は乳用種×肉専用種(F1)

【種別の判定基準】

- 肉専用種及び乳用種の区分の中で、黒毛和種、ホルスタイン種等を判定する場合、次のような種別を証明する書類が発行されているか、もしくは発行が見込まれることが必要となります。
例：子牛登記証明書、登録証明書、授精証明書、種付証明書、体内・体外受精卵移植証明書など
- なお、ホルスタイン種で上記1の書類がない場合は、以下のすべての要件を満たしているかで判断願います。
 - 腹部及び尾房白色であり、
 - 四肢の全ての蹄冠部が黒毛又は赤毛が取り巻いていないこと

5. 各種様式及び関連規程

目 次

	頁
(1) 出生報告カード（FAX用）	… 30
(2) 異動報告カード（譲受け等、譲渡し等又は死亡の届出（報告）：FAX用）	… 31
(3) 出生一括報告カード（FAX用）	… 32
(4) 異動一括報告カード（FAX用）	… 33
(5) 家畜改良センター牛個体識別全国データベース修正、情報の公表に関する手続き	… 34
・牛個体識別全国データベース修正請求書（別紙1：自らが届け出た事項の修正）	… 35
・牛個体識別全国データベース修正請求書（別紙2：他者が届け出た事項の修正）	… 37
・牛個体識別台帳の記録の確認及び届出書（別紙3）	… 39
(6) 家畜改良センター牛個体識別全国データベースの利用規程	… 42
(7) 独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出（報告）システム利用規約	… 59
(8) 農林水産省 地方農政局 県域拠点等一覧	… 62

(1) 出生報告カード(FAX用)

表面

農家内整理 No. _____	
FAXによる届出(報告)先 FAX : 186-0037-80-2525 (専用ダイヤル) FAX : 186-0248-48-0593 <small>(上記専用ダイヤルでつながらない場合)</small>	
出生報告カード	
農家コード (10桁必須)	<input type="text"/>
個体識別番号 (10桁必須)	<input type="text"/>
生年月日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>(電話音声応答による届出(報告)の場合) 0:当日 1:1日前 2:2日前 3:3日前 4:4日以前は和暦で届出(報告)</small>
雌雄の別 (1つだけ○)	1. オス 2. メス
母牛個体識別番号 (10桁必須)	<input type="text"/>
種別 (1つだけ○)	1. ホルスタイン種 2. ジャージー種 3. 交雑種(肉専用種×乳用種) 4. 黒毛和種 5. 褐毛和種 6. 日本短角種 7. 無角和種 8. 黒毛和種×褐毛和種 10. 和牛間交雑種(8以外) 11. 肉専用種(4~10以外) 12. 乳用種(1及び2以外)
送信者の連絡先	FAX番号: <small>○不明な点をFAXでご連絡しますので、連絡可能なFAX番号をご記入下さい。</small>

1 出生後、速やかに届出(報告)して下さい。
 2 電話音声応答による届出(報告)は、当日に登録されますので、お急ぎの届出(報告)は電話音声応答をご利用下さい。
 3 FAXによる届出(報告)は、受信してからオペレーターが入力しますので、登録されるまで1週間程度かかります。

(独)家畜改良センター
NLBC

裏面

※FAX送信の場合、送信面は機種により異なりますので、ご確認のうえ操作願います。


出生報告カードの記入の仕方


子牛が生まれたら、この出生報告カードに必要事項を記入し、電話音声応答、FAX、パソコン、スマートフォン、タブレット端末により届出(報告)を行って下さい。

なお、FAXで届出(報告)される場合は、必要事項を記入した出生報告カードをFAX送信して下さい。

農家コード	子牛の管理者の農家コード(全10桁)を記入して下さい。
個体識別番号	子牛に装着した耳標の個体識別番号(全10桁)を記入して下さい。
生年月日	耳標を装着した子牛の生年月日を数字2桁で記入して下さい。(例:令和 01年 06月 01日)
雌雄の別	「雌雄の別」の欄は、該当する数字を1つだけ選んで○で囲んで下さい。
母牛個体識別番号	分娩した母牛に装着されている耳標の個体識別番号(全10桁)を記入して下さい。
種別	「種別」の欄は、該当する数字を1つだけ選んで○で囲んで下さい。

※FAXで複数枚送信する場合、2枚重なって送信されることがありますので、ご注意ください。
 ※FAXで届出(報告)された後は、「送信エラー」となっていないか確認し、「送信エラー」であれば、再度、送信して下さい。
 また、届出(報告)された内容が登録されますと、農家マスタに登録されているFAX番号に「個体識別番号決定通知書」が送信されますので確認して下さい。
 ※届出(報告)後は、正しく登録されているか牛の個体識別情報検索サービス(<https://www.id.nlbc.go.jp>)で確認し、届出(報告)後1週間経過しても確認できない場合は、(独)家畜改良センターにお問い合わせ下さい。
 ※この出生報告カードは、牛管理者の控え(保管用)として少なくとも当該牛が死亡又はと畜されるまでの間、大切に保管して下さい。

電話音声応答による届出(報告)先	TEL:186-0037-80-1777 (専用ダイヤル) TEL:186-0248-48-0594 (上記専用ダイヤルでつながらない場合)
パソコンによる届出(報告)先	https://www.id.nlbc.go.jp QRコードはこちらになります。 
スマートフォン等による届出(報告)先	https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/mobile/


(問い合わせ先)  (独)家畜改良センター 個体識別部
 NLBC TEL:0248-48-0596 メールアドレス: id@nlbc.go.jp

(2) 異動報告カード(FAX用)

表面

農家内整理 No. _____	
FAXによる届出(報告)先 FAX : 186-0037-80-2525 (専用ダイヤル) FAX : 186-0248-48-0593 (上記専用ダイヤルでつながらない場合)	
異動報告カード	
農家コード (10桁必須)	<input type="text"/>
個体識別番号 (10桁必須)	<input type="text"/>
異動内容 (1つだけ○)	1. 転入 2. 転出 3. 死亡
異動年月日 (飼養の開始、終了) (又は死亡年月日)	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>(電話音声応答による届出(報告)の場合) 0:当日 1:1日前 2:2日前 3:3日前 4:4日以前は和暦で届出(報告)</small>
譲受け等又は譲渡し等の相手先コード	<input type="text"/> <small>※相手先コードを記入して下さい(死亡の場合は、牛の死体の譲渡し等をした時の相手先コードを記入して下さい)。 ※相手先がコードを持っていない場合は、相手先の氏名又は名称及び連絡先(電話番号)を記入して下さい。</small>
送信者の連絡先	FAX番号 : _____ <small>◎不明な点をFAXでご連絡しますので、連絡可能なFAX番号をご記入下さい。</small>

1 異動後、速やかに届出(報告)して下さい。
2 「転入」とは、譲受け等に伴う飼養の開始であり、「転出」とは、譲渡し等に伴う飼養の終了です。
3 電話音声応答による届出(報告)は、当日に登録されますので、お急ぎの届出(報告)は電話音声応答をご利用下さい。
4 FAXによる届出(報告)は、受信してからオペレーターが入力しますので、登録されるまで1週間程度かかります。

 (独)家畜改良センター

裏面

※FAX送信の場合、送信面は機種により異なりますので、ご確認のうえ操作願います。

異動報告カードの記入の仕方

牛が異動(転入、転出、死亡)したら、この異動報告カードに必要な事項を記入し、電話音声応答、FAX、パソコン、スマートフォン、タブレット端末により届出(報告)を行って下さい。
なお、FAXで届出(報告)される場合は、必要事項を記入した異動報告カードをFAX送信して下さい。

農家コード	牛の管理者の農家コード(全10桁)を記入して下さい。
個体識別番号	異動した牛に装着されている個体識別番号(全10桁)を記入して下さい。
異動内容	「異動内容」の欄は、該当する数字を1つだけ選んで○で囲んで下さい。
異動年月日	牛が異動した年月日(飼養の開始、終了又は死亡年月日)を数字2桁で記入して下さい。(例:令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日)
譲受け等又は譲渡し等の相手先コード	①譲受け等(転入の場合)又は譲渡し等(転出の場合)の届出(報告)を行う時には、譲受け等又は譲渡し等の相手先のコードを記入して下さい。相手先の牛管理者が分からない場合には、牛の売買等を仲介する直接の移転先・移転元である農協・家畜商等の相手先コードを記入して下さい。 ②死亡の場合は、牛の死体の譲渡し等をした時の相手先コードを記入して下さい。 なお、相手先がコードを持っていない場合は、相手先の氏名又は名称及び連絡先(電話番号)を記入して下さい。

※FAXで複数枚送信する場合、2枚重なって送信されることがありますので、ご注意ください。
※FAXで届出(報告)された後は、「送信エラー」となっていないか確認し、「送信エラー」であれば、再度、送信して下さい。
※届出(報告)後は、正しく登録されているか牛の個体識別情報検索サービス(<https://www.id.nlbc.go.jp>)で確認し、届出(報告)後1週間経過しても確認できない場合は、(独)家畜改良センターにお問い合わせ下さい。
※牛の売買等を仲介する(農協・家畜商)場合、輸送期間を含め牛を1週間以上預かる時は届出(報告)が必要です。
※この異動報告カードは、牛管理者の控え(保管用)として少なくとも当該牛が死亡又はと畜されるまでの間、大切に保管して下さい。

電話音声応答による届出(報告)先	TEL:186-0037-80-1777 (専用ダイヤル) TEL:186-0248-48-0594 (上記専用ダイヤルでつながらない場合)
パソコンによる届出(報告)先	https://www.id.nlbc.go.jp QRコードはこちらになります。➡
スマートフォン等による届出(報告)先	https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/mobile/

(問い合わせ先)  (独)家畜改良センター 個体識別部
TEL:0248-48-0596 メールアドレス: id@nlbc.go.jp

(3) 出生一括報告カード(FAX用)

農協など、一度に複数頭の出生届出(報告)を行う場合に利用ください。

出生一括報告カード

農家内登録 No. **FAXによる届出(報告)先① FAX: 186-0037-80-2525 (専用)**
② FAX: 186-0248-48-0593

農家コード (10桁必須)					
No.	個体識別番号 上段・下段に5桁ずつ記入(10桁必須)	生年月日 (和暦6桁)	雌雄の別 (1つだけ○)	母牛個体識別番号 上段・下段に5桁ずつ記入(10桁必須)	種別 ※
1		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
2		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
3		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
4		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
5		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
6		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
7		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
8		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
9		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
10		令和 年 月 日	1. オス 2. メス		
送信者の連絡先		FAX番号: ◎不明な点をFAXでご連絡しますので、連絡可能なFAX番号をご記入下さい。			

※「種別」欄は、下記から該当する数字をひとつ選び、右詰めでご記入下さい。

- 1.ホルスタイン種 2.ジャージー種 3.交雑種(肉専用種×乳用種) 4.黒毛和種 5.褐毛和種 6.日本短角種
 7.無角和種 8.黒毛和種×褐毛和種 10.和牛間交雑種(8以外) 11.肉専用種(4~10以外) 12.乳用種(1及び2以外)

《届出方法について》

◎電話音声応答による届出(報告)は、当日に登録されますので、お急ぎの届出(報告)は電話音声応答をご利用下さい。
 FAX届出(報告)は受信後にオペレーターが入力するため、登録に1週間程度かかります。

電話音声応答による届出(報告)先 ① **186-0037-80-1777 (専用)**
 ② **186-0248-48-0594**

パソコンによる届出(報告)先 <https://www.id.nlbc.go.jp>

スマートフォン等による届出(報告)先 <https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/mobile/>

QRコードはこちら



NLBC (独) 家畜改良センター

(4) 異動一括報告カード(FAX用)

農協など、一度に複数頭の異動届出(報告)を行う場合に利用ください。

異動 一括報告カード

農家内登録 No. _____

FAXによる届出(報告)先① **FAX : 186-0037-80-2525** (専用)
 ② **FAX : 186-0248-48-0593**

(転入・転出※1)または死亡※2の届出用)

農家コード (10桁必須)		[][][][][][][][][][][][]	
No.	上段：個体識別番号 (10桁必須)	上段：異動内容 (1つだけ○)	上段：異動年月日 (飼養の開始、終了又は死亡年月日)
	下段：譲受け等又は譲渡し等の相手先コード (相手先コードを持たない場合には、譲受け等又は譲渡し等の相手先氏名又は名称及び連絡先(電話番号)を記入して下さい。)		
1	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
2	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
3	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
4	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
5	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
6	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
7	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
8	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
9	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
10	[][][][][][][][][][][][]	1. 転入 2. 転出 3. 死亡	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
送信者の連絡先		FAX番号： ◎不明な点をFAXでご連絡しますので、連絡可能なFAX番号をご記入下さい。	

※1「転入」とは、譲受け等に伴う飼養の開始であり、「転出」とは、譲渡し等に伴う飼養の終了です。
 ※2「死亡」の場合、「譲受け等又は譲渡し等の相手先コード」欄に、牛の死体を譲渡し等した相手先コードをご記入下さい。

《届出方法について》
 ◎電話音声応答による届出(報告)は、当日に登録されますので、お急ぎの届出(報告)は電話音声応答をご利用下さい。
 FAX届出(報告)は受信後にオペレーターが入力するため、登録に1週間程度かかります。
 電話音声応答による届出(報告)先 ① **186-0037-80-1777** (専用)
 ② **186-0248-48-0594**
 パソコンによる届出(報告)先 <https://www.id.nlbc.go.jp>
 スマートフォン等による届出(報告)先 <https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/mobile/>

QRコードはこちら



NLBC (独) 家畜改良センター

(5) 家畜改良センター牛個体識別全国データベース修正、情報の公表に関する手続き

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続

21 独家セ第1635号

平成22年3月1日

(目的)

第1条 この手続は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「法」という。）第3条に規定された牛個体識別台帳及びその他関連する記録事項（以下「牛個体識別全国データベース」という。）の記録の漏れ、修正及び変更に関する手続を定めることにより、牛個体識別全国データベースの適切な管理を行うことを目的とする。

(記録の漏れ)

第2条 牛の管理者は、牛個体識別台帳に記録の漏れ（届出は行ったが、届出内容の誤り等により記録されていない場合を含む。）があることを知ったときは、法第8条、第11条及び第13条に基づく届出を行うものとする。

(記録の修正)

第3条 牛の管理者は、自らが届け出た事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがあることを知ったときは、独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）あてに別紙1又は電子的な方法により、誤りのあった記録の取消を申し出るとともに、法第8条、第11条及び第13条に基づく届出を再度行うものとする。

2 前項の規定において電子的な方法による場合は、独立行政法人家畜改良センターインターネット修正受付システム利用規約（平成18年7月1日付け18独家セ第343号）により行うものとする。

3 牛の管理者は、他の管理者が届け出た事項について、牛個体識別台帳に記録の誤りがあることを知ったときは、誤りがあることを証する書面を添付し、理事長あてに別紙2により申し出るものとする。

4 理事長は、前項の規定により申出のあった記録の届出を行った管理者に対し、別紙3により記録の確認等を求めることができるものとする。

(記録の変更)

第4条 牛の管理者は、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、理事長あてに別紙4により、法第12条に基づき届出を行うものとする。

(その他関連する記録事項)

第5条 その他関連する記録事項の取り扱いは、前3条に準じて行うことができるものとする。

附 則

1 この手続きは、平成22年4月1日より施行する。

【別紙1】自らが届け出た事項の修正請求書(郵送用)

別紙1 (第3条第1項関係) (自らが届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

管理者等の
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続(平成22年3月1日付け21独家セ第1635号)第3条第1項の規定により、自らが届け出た事項について、誤りのあった記録を取り消すとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条、第11条及び第13条に基づき届け出ます。

記

1 記録の修正を行う牛の個体識別番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 修正の内容(該当する項目に○を付ける。)

1 生年月日 2 雌雄の別 3 母牛個体識別番号 4 種別
5 転入日 6 転出日 7 死亡日 8 その他 ()

修正後の正しい記録 (取消の場合は「取消」と記入する。)	修正前の誤った記録 (現在の記録の内容を記入する。)

3 連絡先 (電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

4 その他

記入例 ① 牛の出生・異動等の届出(報告)を行った方が、その届出(記録)の修正・取消を行う場合
【別紙1】に記入例を参照の上、必要事項を記入し、(独)家畜改良センター個体識別部あてに郵送してください。

別紙1 (第3条第1項関係) (自らが届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

申請する月日を記入 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿 押印を忘れずをお願いします。

請求者の氏名、住所及び農家コードの記入が必要です。

氏名又は名称 (代表者を含む) 西郷
 西郷 太郎

住所
 福島県西白河郡西郷村小田倉原1

管理者等のコード番号

0	2	4	8	4	8	0	5	9	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続(平成22年3月1日付け21独家セ第1635号)第3条第1項の規定により、自らが届け出た事項について、誤りのあった記録を取り消すと同時に、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条、第11条及び第13条に基づき届け出ます。

記

1 記録の修正を行う牛の個体識別番号

9	1	7	1	7	1	7	1	7	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1の項目に個体識別番号を記入してください。
 2の該当する項目(*)に○を付け、「修正前の誤った記録」の欄に誤った記録を記入し、「修正後の正しい記録」の欄に正しい記録を記入してください。
 ※該当する項目が無い場合は「8その他」に○を付け、()に修正内容を記入してください。

2 修正の内容 (該当する項目に○を付ける。)

①	1 生年月日	2 雌雄の別	3 母牛個体識別番号	4 種別
	5 転入日	6 転出日	7 死亡日	8 その他()

	修正後の正しい記録 (取消の場合は「取消」と記入する)	修正前の誤った記録 (現在の記録の内容を記入する。)
正しい記録を記入します。	令和元年5月1日	平成31年4月30日

3 連絡先 (電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

誤っている現在の記録を記入します。

※問い合わせをさせていただくことがありますので、連絡可能な番号をご記入ください。

4 その他 その他、参考となる事項がありましたらご記入ください。

※「既に譲渡(転出)している牛」について、修正請求を行った場合の留意事項
 既に譲渡(転出)している牛の個体情報「出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別(以下「基本4情報」という。)」の一部又は全部を修正した場合には、譲渡先の農家(転出先)における家畜共済及び牛マルキン等の申請や交付等に影響を及ぼすことが考えられます。
 このため、基本4情報の修正を行った場合は、速やかに、当該牛の譲渡先の農家に対して、修正を行った旨を通知し、その内容の説明を行っていただくようお願いいたします。
 また、当該牛の譲渡先の農家との間で、牛の取引上の問題が生じた場合は、当事者間で話し合いをしていただくようお願いいたします。

【別紙2】 他者が届け出た事項の修正請求書(郵送用)

別紙2 (第3条第3項関係) (他の管理者が届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印

住所

管理者等の
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続(平成22年3月1日付け21 独家セ第1635号)第3条第3項の規定により、他の管理者が届け出た事項について、記録の誤りがあるのでその誤りを証する書類を添付し申し出ます。

記

1 記録の誤りがある牛の個体識別番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 記録の誤り内容(該当する項目に○を付ける。)

1 生年月日 2 雌雄の別 3 母牛個体識別番号 4 種別
5 転入日 6 転出日 7 死亡日 8 その他 ()

正しい記録	誤った記録

3 連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

4 正しい内容を証す書類(必ず添付すること)

部

5 その他

記入例 ② 他の管理者(農家)が届け出た事項(記録)について修正・取消を行う場合

【別紙2】に記入例を参照の上、必要事項を記入し、修正等の請求内容を証明する書面を添付して、(独)家畜改良センター個体識別部あてに郵送してください。

※ 修正等の請求内容を証する書面とは、子牛登記証明書・登録証明書・授精証明書・種付証明書・受精卵移植証明書等をいいます。

別紙2 (第3条第3項関係) (他の管理者が届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

申請する月日を記入 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長

押印を忘れずをお願いします。

請求者の氏名、住所及び農家コードの記入が必要です。

氏名又は名称 (代表者名を含む)
原 はじめ

住所 福島県西白河郡西郷村小田倉原 1

管理者等のコード番号

0	2	4	8	2	5	2	6	1	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続(平成22年3月1日付け21独家セ第1635号)第3条第3項の規定により、他の管理者が届け出た事項について記録の誤りがあるのでその誤りを証する書類を添付し申し出ます。

記

1の項目に個体識別番号を記入してください。

1 記録の誤りがある牛の個体識別番号

9	2	7	2	7	2	7	2	7	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 記録の誤り内容(該当する項目に○を付ける。)

1 生年月日 2 雌雄の別 3 母牛個体識別番号 4 種別
5 転入日 6 転出日 7 死亡日 8 その他()

正しい記録	誤った記録
交雑種	ホルスタイン種

3 連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

TEL 0248-25-2618

問い合わせをさせていただくことがありますので、連絡可能な連絡先をご記入ください。

4 正しい内容を証す書類(必ず添付すること)

授精証明書 1 部

5 その他

4の項目に、添付する証拠書類の種類と部数を記入して下さい。
他の管理者が届け出た事項を修正請求する場合は、証拠書類の添付が必要です。
※証拠書類とは、子牛登記証明書・登録証明書・授精証明書・種付証明書・受精卵移植証明書等になります。

(日本工業規格A4)

【別紙3】記録の確認依頼及び届出書(郵送用)

別紙3 (第3条第4項関係)

年 月 日

牛個体識別台帳の記録の確認依頼及び届出書

様

〒 961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地

独立行政法人家畜改良センター個体識別部

電 話 0248-48-0596

F A X 0248-48-0581

貴殿から届出があった事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがある旨の申出がありました。下記内容及び添付しました証拠書類をご確認の上、年 月 日までに F A X (又は郵送) にて返信していただきますようお願いいたします。

記

1 確認依頼内容

牛個体識別番号 ○○○○○○○○○○	現在の記録	他の管理者から 申出のあった記録
生 年 月 日		
雌 雄 の 別		
母 牛 個 体 識 別 番 号		
種 別		
異動(転入・転出・死亡)年月日		
そ の 他		

- 2 記録の確認および届出について (a 、 b または c のいずれかに○をつけてください。)
- a. 現在の記録が正しい内容です。
 - b. 他の管理者から申出のあった記録が正しいと確認できました。
 - c. 確認できないが、申出内容について異議はありません。

※上記 b または c に同意された (○を付けた) 場合、以下についても同意があったものいたします。

現在の記録を取り消すと同時に、他の管理者から申出のあった記録について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年法律第72号) 第8条、第11条及び第13条に基づき届け出ます。

3 管理者の氏名又は名称及びコード番号

コード番号

氏名又は名称

問合せ番号

証拠書類番号

年 月 日

(日本工業規格A4)

この様式「別紙3」が届いた場合はお手数ですが、必要事項を記入し、家畜改良センターあてにFAX又は郵送してください。

別紙3 (第3条第4項関係)

牛個体識別台帳の記録の確認依頼及び届出書 年 月 日

西郷 太郎 様

〒 961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地

独立行政法人家畜改良センター個体識別部
電 話 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 9 6
F A X 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 8 1

貴殿から届出があった事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがある旨の申出がありました。下記内容及び添付しました証拠書類をご確認の上、年 月 日までにFAX (又は郵送) にて返信していただきますようお願いいたします。

記

1 確認依頼内容

牛個体識別番号 9272727271	現在の記録	他の管理者から 申出のあった記録
生 年 月 日	平成22年2月1日	
雌 雄 の 別	オス	
母牛個体識別番号	9171717175	
種 別	ホルスタイン種	交雑種
異動(転入・転出・死亡)年月日		
そ の 他		

2 記録の確認および届出について(a、bまたはcのいずれかに○をつけてください。)

- a. 現在の記録が正しい内容です。
b. 他の管理者から申出のあった記録が正しいと確認できました。 1の項目を確認し、2の項目a, b, cのいずれかに○を付けてください。
c. 確認できないが、申出内容に異議はありません。

※上記bまたはcに同意された(○を付けた)場合、以下についても同意があったものといえます。

現在の記録を取り消すとともに、他の管理者から申出のあった記録について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別処置法(平成15年法律第72号)第8条、第11条及び第13条に基づき届け出ます。

3 管理者の氏名又は名称及びコード番号

コード番号 0 2 4 8 4 8 0 5 9 6 氏名、農家コードをご記入ください。
氏名又は名称 西郷 太郎

問合せ番号 2010.03.01-1
証拠書類番号 授精証明書第1111111号
年 月 日

(日本工業規格A4)

別紙4（第4条関係）

牛個体識別台帳の記録の変更届出書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称（代表者名を含む。）

印

住所

管理者等の
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続（平成22年3月1日付け21独家セ第1635号）第4条の規定により、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったので牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第12条に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後の記録	変更前の記録

2 変更年月日

年 月 日

3 連絡先（電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）

(6) 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程

21 独家セ第1121号

平成21年10月28日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 情報の利用手続（第3条－第9条）
- 第3章 雑則（第10条－第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）が管理する牛個体識別全国データベースの情報について、その利用に関する手続に必要な事項を定めることにより、牛個体識別全国データベースの情報が有効かつ公正に利用されることを目的とする。

（定義）

- 第2条 この規程において「法」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）をいう。
- 2 この規程において「牛個体識別全国データベース」とは、法第三条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその他関連する記録事項をいう。
 - 3 この規程において「利用者」とは、牛個体識別全国データベースの情報を取得（センターがインターネットの「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページで公表した情報の取得を除く。以下同じ。）し、利用しようとする者をいう。
 - 4 この規程において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者であり、法第二条第2項に規定された「管理者」をいう。
 - 5 この規程において「同意管理者」とは、自己の情報を、第三者が取得することに同意した管理者をいう。
 - 6 この規程において「管理者牛群情報」とは、牛個体識別全国データベースの情報のうち、個体識別番号等別表に掲げる情報を管理者ごとにまとめたものをいう。
 - 7 この規程において「集計情報」とは、牛個体識別全国データベースの情報を一定の条件下で抽出し、加工したものをいう。
 - 8 この規程において「畜産クラウド」とは、畜産関係者が個別に保有している各種情報を一元的に集約し、牛の個体識別番号をキーとして当該牛に関する情報の利活用を促進するために農林水産省の補助事業により構築されたシステムをいう。

第2章 情報の利用手続

（取得できる情報及び取得の要件）

第3条 取得できる情報及び取得の要件は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報を含まない情報の取得

利用者は、集計情報その他の個人情報を含まない情報の取得を希望する場合は、その情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するものであると独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）が認めた場合において、これを取得することができる。

(2) 個人情報を含む情報の取得

イ 利用者は、自己の管理者牛群情報その他の情報の取得を希望する場合は、これを取得することができる。

ロ 利用者は、利用者以外の管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報の取得を希望する場合は、あらかじめ当該管理者の同意を得た場合において、これを取得することができる。

ハ 利用者が、畜産、食品の安全のための業務を行う国及び地方公共団体の畜産部局、家畜衛生部局、統計部局、食品の安全部局並びに牛海綿状脳症（ＢＳＥ）まん延防止に関する業務を行う独立行政法人であって、所管する地域内に属する管理者の管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報の取得を希望する場合は、その情報の利用が職務上必要であると理事長が認めた場合において、これを取得することができる。

ニ イからハの規定にかかわらず、利用者は、管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報を利用することについて相当な理由があると理事長が認めた場合において、これを取得することができる。

(利用請求の手続)

第4条 前条の規定により情報を取得する場合の手続は、それぞれ次に定める方法によるものとする。

(1) 前条(1)の規定により情報を取得しようとする場合は、その情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化又は畜産物の適正な流通等に資するものであることを明記の上、理事長あてに別紙1により利用請求しなければならない。

(2) 前条(2)のイの規定により情報の取得を希望する場合は、理事長あてに別紙2-1又は別紙2-2（電子メール専用）により利用請求しなければならない。

(3) 前条(2)のロの規定により情報を取得しようとする場合は、当該管理者からの同意書を添えて、理事長あてに別紙3により利用請求しなければならない。

(4) 前条(2)のハの規定により情報を取得しようとする場合は、その情報の利用が職務上必要であることを明記の上、理事長あてに別紙4により利用請求しなければならない。ただし、国の機関からの緊急的な要請であって、かつ、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(5) 前条(2)のニの規定により情報を取得しようとする場合は、当該情報を利用することについて相当な理由があることを明記の上、理事長あてに利用者の氏名又は名称、所、連絡先、利用目的及び利用する情報の範囲を明記した任意の様式により利用請求しなければならない。

(情報の提供)

第5条 理事長は、前条各号の規定により利用者から利用請求があった内容が適当であると認めた場合、当該利用者に対し、牛個体識別全国データベースの情報を提供するものとする。

なお、理事長は、必要に応じ、当該利用者に対し、必要な条件を付すことができる。

2 理事長は、前項の規定により情報を提供するに当たっては、印刷物若しくはCD等の電媒体の送付又は電子メール、イントラネット若しくはインターネット等の情報通信の技術を利用した方法によるものとする。

なお、理事長は、イントラネット又はインターネットを利用した方法により情報を提供する場合は、利用者に対し利用者コード及びパスワード等利用者情報（以下「利用者情報」という。）を通知するものとする。

（畜産クラウドへの情報提供）

第5条の2 理事長は、管理者が「畜産情報利活用推進システムにおける情報提供利用規程（畜産クラウド全国推進協議会制定）」（以下「畜産クラウド利用規程」という。）の定めるところにより利用者登録を行った場合、当該管理者の管理者牛群情報その他の情報を畜産クラウドに提供することができる。

2 前項の規定により提供した情報の利用については、畜産クラウド利用規程の定めるところによる。

（費用の負担）

第6条 利用者は、センターが情報提供を行うために必要な費用を負担するものとする。ただし、理事長が特に認めた場合は、センターが情報提供を行うために必要な費用の全部又は一部を免除することができるものとする。

（委託契約の締結）

第7条 第4条各号の規定により利用請求した利用者が、理事長と情報提供に係る委託契約を締結する場合は、「独立行政法人家畜改良センター受託業務規程」（平成19年3月29日付け18独家セ第1496号）によるものとする。

（利用請求内容の変更等）

第8条 利用者は、第4条各号の規定により利用請求した内容（利用者の連絡先等）に変更があった場合は、速やかに理事長あてに別紙5により変更を届け出なければならない。

2 第4条(3)により利用請求した利用者が、あらたに同意管理者を追加しようとする場合は、当該同意管理者からの同意書を添えて、理事長あてに別紙6により利用請求しなければならない。

3 第4条(3)により利用請求した利用者が、一部の同意管理者の同意を解除しようとする場合は、理事長あてに別紙7により当該同意管理者の解除を届け出なければならない。

4 同意管理者が、同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙8により同意取消申請書を提出することができる。

この場合、理事長は、当該同意管理者に係る牛個体識別全国データベースの情報の提供を中止するとともに、利用者及び当該同意管理者にその旨を通知するものとする。

（利用の中止）

第9条 利用者が、牛個体識別全国データベースの情報の取得を中止しようとする場合は、理事長あてに別紙9により利用の中止を届け出なければならない。

第3章 雑則

(取得した情報等の取扱い)

第10条 第4条(2)から(5)の規定により当該管理者以外の個人情報を含む情報を取得した利用者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守し、取得した個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 第4条(1)の規定により集計情報その他の個人情報を含まない情報を取得した利用者は、印刷物等による出版又は電子的方法による発表等、取得した情報を第三者に提供する際に情報の出典を明らかにするものとする。

3 第5条第2項の規定により利用者情報を通知された利用者は、通知された利用者情報を、第三者に知られることのないように適切に管理しなければならない。

(不当な利用を行った者に対する利用の停止等)

第11条 理事長は、この規程に違反する行為又は不正若しくは違法な行為によって牛個体識別全国データベースの情報を取得し利用した者(以下「違反者」という。)に対して、提供した情報の返還を求めるとともに、当該違反者が情報管理体制等の改善措置を講ずるまでの間、情報の提供を停止することができる。

(損害賠償)

第12条 理事長は、利用者が、この規程に違反する行為又は不正若しくは違法な行為(以下「違反行為等」という。)によってセンターに損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害の賠償を請求できる。

2 前項の規定は、牛個体識別全国データベースの情報の提供を停止又は中止した後に行われた違反行為等による損害に対しても適用されるものとする。

(非常事態等における情報提供の一時停止)

第13条 理事長は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、システムの保守を定期的若しくは緊急に行う場合、又は電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合は、牛個体識別全国データベースの情報の提供を一時停止することができる。

2 理事長は、前項の規定により牛個体識別全国データベースの情報の提供を一時停止する場合は、緊急の場合を除き、利用者に対し、その旨を通知するものとする。

(免責事項)

第14条 この規程による牛個体識別全国データベースの情報の提供に関連して生じた損害(第三者が被る損害を含む)についてセンターは責任を負わない。

附 則

1 この規程は、平成21年10月28日より施行する。

2 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの利用等に関する手続き(平成15年12月1日付け15独家セ第1094号)は、この規程の施行をもって廃止する。

3 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースのイントラネット利用手続き

について（平成15年12月1日付け15独家セ第1096号）は、この規程の施行をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成31年1月7日から施行する。

別表

管理者牛群情報として提供される情報

区分	事項名
国内出生牛	個体識別番号
	生年月日
	雌雄の別
	牛の種別
	母牛の個体識別番号
	飼養地
	異動内容・異動年月日 〔家畜市場へ上場の場合、家畜市場名 とさつの場合、と畜場の名称 輸出の場合、輸出先の国名〕
輸 入 牛	個体識別番号
	生年月日
	雌雄の別
	牛の種別
	輸出国名
	検疫を受けた動物検疫所名（又は支所名）
	飼養地
	異動内容・異動年月日 〔家畜市場へ上場の場合、家畜市場名 とさつの場合、と畜場の名称 輸出の場合、輸出先の国名〕

注) 上記事項名の仮情報（牛個体識別全国データベースの円滑な管理が行えるよう、仮のデータが入力された情報）も含む。

別紙1 (第4条(1)関係)

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称 印

住所又は所在地

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(1)の規定により、下記について請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用する情報の範囲
- 3 利用者（担当者）の氏名及び連絡先
 - ・利用者の（所属部課名、）氏名
 - ・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
- 4 情報提供の方法（印刷物、CD、電子メール等の別）
- 5 その他

注) 取得した情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化又は畜産物の適正な流通等に資するものであることを明記すること。

(日本工業規格A4)

別紙 2 - 1 (第 4 条(2)関係)

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者 (牛の管理者)

氏名又は名称

印

管理者等
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 4 条(2)の規定に基づき、下記により請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用する情報の範囲
- 3 利用者 (牛の管理者) の連絡先
 - ・利用者 (牛の管理者) の電話番号、FAX 番号等
- 4 情報提供の方法 (印刷物、CD、電子メール等の別)
- 5 その他

注) 取得した情報を、第三者へ提出する場合は、提出先を記入してください。

別紙3（第4条(3)関係）

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称

印

住所又は所在地

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(3)の規定により、別添のとおり当該管理者の同意書を添え、下記について請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用する情報の範囲
- 3 利用者（担当者）の氏名及び連絡先
 - ・利用者の（所属部課名、）氏名
 - ・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
- 4 情報提供の方法（印刷物、CD、電子メール等の別）
- 5 その他

別添

同 意 書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

注1)
同意管理者
氏名又は名称

印

住所又は所在地

管理者等
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(3)の規定により、下記1の利用者が、下記2の利用目的のため、家畜改良センターより、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る私の情報を取得することに同意します。

記

- 1 利用者
 - ・氏名又は名称
 - ・住所又は所在地

- 2 利用目的 注2)

注1) 同意管理者が複数の場合は、「別記のとおり」と記入し、別記に同意管理者を記入すること。

注2) 別紙3の利用目的と一致すること。

別紙4（第4条(4)関係）

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
名称

印

所在地

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(4)の規定により、下記について請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用する情報の範囲
- 3 利用者（担当者）の氏名及び連絡先
 - ・利用者の（所属部課名、）氏名
 - ・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
- 4 情報提供の方法（印刷物、CD、電子メール等の別）
- 5 その他

注）取得した情報の利用が職務上必要であることを明記すること。

別紙5 (第8条第1項関係)

牛個体識別全国データベース利用請求変更届

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者

氏名又は名称

印

住所又は所在地

注1) 利用者
コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第8条第1項に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書の内容について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 利用請求書の利用目的

2 変更内容

(1) 利用者に係る変更

項目	変更前	変更後

(2) 同意管理者に係る変更
(同意管理者等コード番号)

項目	変更前	変更後

(3) その他の変更

3 その他

注1) 利用者コードは、イントラネット又はインターネットによる利用の場合に記入すること。

注2) 変更する項目についてのみ変更前及び変更後を記入すること。

別紙6 (第8条第2項関係)

牛個体識別全国データベース同意管理者追加利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称 印
住所又は所在地

注1) 利用者
コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第8条第2項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書の同意管理者の追加を希望するので、別添のとおり当該管理者の同意書を添え、下記により請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 追加する同意管理者の管理者等コード番号
- 3 その他

注1) 利用者コードは、イントラネット又はインターネットによる利用の場合に記入すること。
注2) 別紙3の別添による同意書を添付すること。

別紙8（第8条第4項関係）

牛個体識別全国データベース同意管理者同意取消申請書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

同意管理者
氏名又は名称

印

住所又は所在地

管理者等
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第8条第4項の規定に基づき、下記の利用者が独立行政法人家畜改良センターより牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る私の情報を取得することに関する同意の取消を希望するので、下記により申請します。

記

- 1 利用者の氏名又は名称
- 2 情報の取得に同意した利用目的
- 3 同意取消の理由
- 4 その他

別紙9（第9条関係）

牛個体識別全国データベース利用中止届

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称 印

住所又は所在地

注) 利用者
コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第9条の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書で請求した情報について、下記により利用を中止しますので届け出ます。

記

- 1 利用請求書の利用目的
- 2 利用を中止する理由
- 3 利用者（担当者）の氏名及び連絡先
 - ・利用者の（所属部課名、）氏名
 - ・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
- 4 その他

注) 利用者コードは、イントラネット又はインターネットによる利用の場合に記入すること。

(7) 独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出(報告)システム利用規約

独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出(報告)システム利用規約

16 独家セ第1414号
平成17年2月28日

(適用範囲)

- 第1条 本規約は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号。以下「法」という。)に基づく牛個体情報の電子データによる届出(報告)の利便を図るため、インターネット届出(報告)及びイントラ報告システム(ID連携)等の家畜個体識別届出(報告)システム(以下「届出(報告)システム」という。)による代行届出(報告)の利用について定めるものである。
- 2 本規約は、代行届出(報告)利用を希望する届出(報告)システム利用者(以下「届出(報告)団体」という。)がその利用に当たって行う一切の行為に適用される。

(利用申請書)

- 第2条 届出(報告)団体は、届出(報告)システムの利用に先立ち、本規約に同意の上、別紙の家畜個体識別代行届出(報告)システム利用申請書(以下「申請書」という。)を独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。
- 2 イントラ報告システム(ID連携)にて届出(報告)する届出(報告)団体が、牛の管理者より同意を得て、イントラネットによる牛個体識別全国データベースの情報を入手し、牛の管理者コードの自動入力を行う場合は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」(平成21年10月28日付け21独家セ第1121号。以下「利用規程」という。)第4条第三号に基づき、同意を得た管理者からの同意書を添えて、理事長あてに利用請求書を提出しなければならない。
- 3 2の届出(報告)団体が、同意を得た牛の管理者を追加する場合、又は牛の管理者の同意を取り消す場合は、利用規程第8条第2項又は第3項に基づき、理事長あてに追加利用請求書又は解除届を提出しなければならない。

(遵守義務)

- 第3条 届出(報告)団体は、届出(報告)システムを利用するに当たって、以下の条件を遵守しなければならない。
- 一 法に基づく届出(報告)に関する業務以外には利用しないこと。
 - 二 他人の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。
 - 三 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
 - 四 牛の管理者からの依頼に基づき代行届出(報告)を行うこと。なお、その際、参考1又は2に示したような代行届出(報告)に関する覚書の締結、若しくはそれに準じる手続きを踏み、法に基づく届出(報告)行為をする者を明確にしておくこと

(システム内容の変更等)

- 第4条 理事長は利用規程の改正等により届出(報告)システムの内容を変更することがある。
- 2 理事長は、コンピュータ又は回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、届出報告)システムの中断、遅延、又は提供を中止することがある。
- 3 届出(報告)団体が不正若しくは違法な行為によって独立行政法人家畜改良センターに損害を与えた場合には、理事長は届出(報告)団体に対して損害を請求できるものとする。

(免責事項)

第5条 理事長は、届出（報告）システムの利用により又は利用できなかったことにより生じた届出（報告）団体又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成17年2月28日から施行する。
- 2 「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別インターネット代理報告システム利用規約」（平成16年3月31日15独家セ第1673号）は、この規約の施行をもって廃止する。

附 則

- 1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和元年6月26日から施行する。

別紙

家畜個体識別代行届出（報告）システム利用申請書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長殿

家畜個体識別代行届出（報告）システムの利用について、以下のとおり申請します。
なお、利用に当たっては「独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出（報告）システム利用規約」（平成17年2月28日16独家セ第1414号）に同意のうえ、これを遵守することを誓います。

※すべて記入してください

届出（報告）団体名 _____ 印

届出（報告）団体コード _____ (10桁数字)

所在地住所 _____

担当者名 _____ 副担当者名 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

E-Mailアドレス _____

届出（報告）方法 1 インターネット届出（報告）

2 イントラ報告システム（ID連携）

(8)農林水産省 地方農政局 県域拠点等一覽

地方農政局名 担当課名	TEL
東北農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	022-263-1111
関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	048-740-5066
北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	076-232-4106
東海農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	052-223-4670
近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	075-414-9000
中国四国農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	086-224-4511
九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	096-211-9111

事務局名 担当課名	TEL
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	098-866-1672

農政事務所名 担当課名	TEL
北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課	011-330-8816

県域拠点等名		TEL
北海道	消費・安全部 消費・安全チーム(札幌地域担当)	011-350-5490
	函館地域拠点	0138-38-9029
	旭川地域拠点	0166-30-9302
	釧路地域拠点	0154-99-9044
	帯広地域拠点	0155-24-3154
	北見地域拠点	0157-23-7781

県域拠点等名			TEL
東北	宮城	消費・安全部 消費・安全チーム（宮城県担当）	022-745-9385
	青森	青森県拠点	017-775-2154
	岩手	岩手県拠点	019-624-1521
	秋田	秋田県拠点	018-862-5614
	山形	山形県拠点	023-622-7233
	福島	福島県拠点	024-534-4152
関東	埼玉	消費・安全部 消費・安全チーム（埼玉県担当）	048-740-5194
	茨城	茨城県拠点	029-221-2185
	栃木	栃木県拠点	028-633-3421
	群馬	群馬県拠点	027-221-1184
	千葉	千葉県拠点	043-380-0778
	東京	東京都拠点	03-5144-5272
	神奈川	神奈川県拠点	045-211-1333
	山梨	山梨県拠点	055-254-6012
	長野	長野県拠点	026-233-2993
	静岡	静岡県拠点	054-246-6959
北陸	石川	消費・安全部 消費・安全チーム（石川県担当）	076-241-3151
	新潟	新潟県拠点	025-228-5212
	富山	富山県拠点	076-441-9311
	福井	福井県拠点	0776-30-1625
東海	愛知	消費・安全部 消費・安全チーム（愛知県担当）	052-763-4386
	岐阜	岐阜県拠点	058-271-4045
	三重	三重県拠点	059-228-3153

県域拠点等名		TEL	
近畿	京都	消費・安全部 消費・安全チーム（京都府担当）	075-414-9920
	滋賀	滋賀県拠点	077-522-4272
	大阪	大阪府拠点	06-6941-9068
	兵庫	兵庫県拠点	078-331-9944
	奈良	奈良県拠点	0742-32-1873
	和歌山	和歌山県拠点	073-436-3857
中国 四国	岡山	消費・安全部 消費・安全チーム（岡山県担当）	086-899-8612
	鳥取	鳥取県拠点	0857-22-3181
	島根	島根県拠点	0852-24-7404
	広島	広島県拠点	082-228-9630
	山口	山口県拠点	083-922-5204
	徳島	徳島県拠点	088-622-6136
	香川	香川県拠点	087-883-6502
	愛媛	愛媛県拠点	089-932-1379
	高知	高知県拠点	088-875-2155
九州	熊本	消費・安全部 消費・安全チーム(熊本県担当)	096-300-6175
	福岡	福岡県拠点	092-281-8264
	佐賀	佐賀県拠点	0952-23-3137
	長崎	長崎県拠点	095-845-7125
	大分	大分県拠点	097-532-6132
	宮崎	宮崎県拠点	0985-22-5803
	鹿児島	鹿児島県拠点	099-222-0125
鹿屋駐在所		0994-43-4136	
沖縄	那覇農林水産センター		098-866-1675
	名護農林水産センター		0980-52-3970
	宮古島農林水産センター		0980-72-4772
	石垣農林水産センター		0980-82-2324

マニュアル名	URL	最新改訂時期
届出Webシステム 操作マニュアル	https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/wns_ma_all.pdf	令和2年12月版
電話音声応答（CTI） ご利用ガイド	https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/PCManual.pdf	-
牛トレーサビリティ制度 農家向けマニュアル (本誌)	https://www.id.nlbc.go.jp/data/manual.html	令和3年8月版

- 本マニュアルに掲載しております内容は、今後、変更される場合があります。

最新の内容については、「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページにて
ご確認ください。センターまでお問い合わせください。

「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページはこちら。

→ <https://www.id.nlbc.go.jp/>

お問い合わせ先：（独）家畜改良センター個体識別部

TEL：0248-48-0596 FAX：0248-48-0581

E-Mail：id@nlbc.go.jp

牛個体識別制度に関することは、農林水産省（下記）にお問い合わせください。

→ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/>

お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課（牛トレーサビリティ企画班）

代表TEL：03-3502-8111（内線4548）

ダイヤルイン：03-6744-1525

FAX：03-3502-8275

耳標配付に関することは、補助事業の事業実施主体（下記）にお問い合わせください。

お問い合わせ先：（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL：0248-48-0592 FAX：0248-48-0586